新築住宅に対する固定資産税減額申告書

年　　月　　日

（宛先）太田市長

納税義務者 住　　所	
フリガナ	
氏　　名 （名　称）	
個人番号又 は法人番号	

太田市市税条例附則第１０条の３第１項の規定により下記のとおり申告します。

申　告　事　項	
家屋所在地	太田市
家屋番号	
種　　類 （用　途）	
構　　造	造　　階建
床面積	㎡
建築年月日	年　　月　　日
登記年月日	年　　月　　日
居住の用に供した年月日	年　　月　　日
備考	

※注意事項

申告書の提出が、新築した年の翌年の１月３１日以降になる場合は、申告書を提出できなかった理由を備考欄に記載してください。

新築住宅に対する固定資産税減額申告書
説明事項

１．減額の対象となる住宅の要件

減額の対象となる住宅は、次の要件を満たさなければなりません。

（１） 居住部分が家屋の床面積の２分の１以上であること。（併用住宅の場合）

（２） 住宅の床面積が５０㎡以上（アパートなどの貸家住宅は一区画につき４０㎡以上）２８０㎡以下であること。

※ マンション等の区分所有家屋の床面積は、「専用部分＋持分で按分した共用部分（廊下など）の床面積」で判定します。賃貸マンションなどについても独立的に区画された部分ごとに区分所有家屋に準じた方法で判定します。

２．減額内容

（１） 減額される範囲

１戸当たり１２０㎡分までを限度とする固定資産税額の２分の１に相当する額が減額されます。（併用住宅の場合は、住宅部分のみ減額の対象となる。）

（２） 減額される期間

① 一般の住宅　　新築から３年度分

② ３階建以上の耐火住宅等　　新築から５年度分

３．申告の手続き

新築した年の翌年の１月３１日までに申告してください。

○ 提出書類

申告書（新築住宅に対する固定資産税減額申告書）

太田市役所総務部資産税課家屋係
〒373-8718　太田市浜町２番３５号
TEL:０２７６－４７－１８１９(直通)
FAX:０２７６－４７－１８７０